

# 自己評価に関する補足説明資料等

## 全般的事項に関する補足説明

### 1. 目的及び目標の整理

機構では、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくため、各大学等の目的及び目標に即して評価を実施します。そのため、目的及び目標は明確かつ具体的に整理されていることが前提となります。

自己評価実施要項等で示したとおり、目的とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。また、目標とは、目的で示された意図を実現するための具体的な課題を指します。

目的及び目標は、この評価のために新たに設定するものではなく、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画等を踏まえつつ、既に行っている教育研究活動等の意図や課題を整理して明確かつ具体的に示すこととなります。

目的及び目標が明確かつ具体的に記述されていない場合は、評価を行うことができないので再提出を求めることがあります。目的及び目標の内容的な再検討を求めるものではありません。あくまで、明確かつ具体的な記述を求めるものですので、基本的に再度の自己評価を行う必要はありません。

ただし、再提出によって、新たな観点を設定して自己評価を行う必要が生じた場合には、当該観点に関する資料・データの追加提出を求めることがあります。

### 2. 目的及び目標に関する事前調査

目的及び目標に関する事前調査は、この評価が試行的実施期間中であることから、各対象組織における明確かつ具体的な目的及び目標の整理に役立てていただくことを目的として行うこととしたものです。機構においては、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の記述の工夫の状況について整理・分析し、その結果の全般的な傾向や特徴を5月末に各対象組織へフィードバックすることとしており、個々の大学等の目的及び目標そのものの内容等を確認するものではありません。

事前調査の回答方法については、自己評価書の作成・提出方法と同様です。

(注) 詳細は「自己評価実施要項」の自己評価書の作成方法及び提出方法を参照してください。

### 3．評価の対象時期について

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

したがって、自己評価では、自己評価の実施期間である平成15年1月から7月までの評価可能な最新の状況から過去5年間の活動状況を基に現在の状況について評価を行ってください。

活動状況を年度単位で捉えることがふさわしいものについては、自己評価期間が平成14年度の3ヶ月と平成15年度の当初4ヶ月にわたっていることから、原則として、平成15年度（自己評価時点まで）、14年度、13年度、12年度、11年度、10年度の状況が対象となります。

ただし、上記のように年度で捉えることがふさわしい場合でも、評価の区分、実施するテーマ及び分野、評価項目などの特性、あるいは対象機関（組織）の活動状況によって、実際に対象とする年度の扱いに違いが生じることがあります。

### 4．「水準を分かりやすく示す記述法」は、一字一句変更できないのか。

「水準を分かりやすく示す記述法」の表現を変えると、水準が分かりにくくなりますので、統一した表現で記述してください。

### 5．評価項目の「要素」について

各評価項目において評価する内容について、より分かりやすく示すとともに、評価項目の水準の判断のプロセス及び方法を明確にするため、その要点を「要素」として明示する形を取っています。

これによって、自己評価では、要素ごとにその貢献（達成・機能）の程度等の判断を積み重ねる形で評価を実施し、その判断結果を目安に評価項目ごとの水準を判断することになります。

各大学等において、評価項目ごとの水準等を判断する際の考え方等を各自己評価実施要項に示していますので、参考としてください。

## 6．評価の観点について

要素ごとの判断をする際には，取組状況をどのような面でみれば目的及び目標の貢献度や達成度を判断できるかを予め設定しておく必要があります。これを，機構の行う評価では「観点」と呼んでいます。

従って，設定すべき観点は，目的及び目標の内実によって決まってくるものですので，各対象組織で適切に設定する必要があります。要項に示している「評価の観点例及び根拠となるデータ等例」は，一般的に想定できるものを例示するとともに，この観点を利用して自己評価を行う場合に考えられる一般的な取組等の例とその根拠となるデータ等の例を示しています。

## 7．自己評価実施要項：「自己評価書参考イメージ」（自己評価書様式）の網掛けのページは，指定字数の範囲内で記述し，空欄となった場合でも，次の段から記述する方が良いのか。また，根拠資料等の箇所は字数に含まれるのか。

自己評価書の参考イメージで網掛けがされている部分は，評価報告書に転載する部分になりますので，字数は厳守してください。ただし，直接転載しない「自己評価結果」の記述量については，自己評価書全体の指定分量の範囲内であれば，各大学等の判断で柔軟に設定していただいても構いません。また，根拠資料等は指定字数には含まれません。

## 8．自己評価書と併せて，「機構が独自に調査・収集する資料・データ」により分析するとしているが，具体的にどのようなものか。

平成14年度着手の評価では，自己評価書の提出後に不足していると思われる資料等を大学等から追加提出していただくものや，訪問調査時に不明な点などがある場合に現地で閲覧・確認する資料等を指しています。

## 9．根拠の裏付けとなるデータ等の提出方法について

### (1) 根拠の裏付けとなるデータ等

自己評価結果を記述する際の根拠の裏付けとなるデータ等とは，自己評価の時に用いる取組の状況に関する資料，データ（自己点検・評価報告書の冊子など）そのものを指すのではなく，それらの中から自己評価結果の記述を裏付けるのに直接必要となる箇所のみを抜き出したり，場合によっては，必要箇所を加工（複数年度のデータ集計，外部検証（評価）の際のコメントなど）したものをいいます。自己評価書提出時には，根拠の裏付けとなるデータ等は必要最小限に精選し，記載してください。

## (2) 根拠の裏付けとなるデータ等の示し方

根拠の裏付けとなるデータ等の自己評価書での示し方は、以下のようにしてください。

根拠の裏付けとなるデータ等は、原則として、本文中に当該評価結果や特に優れた点及び改善点等として抽出した事項との関係が容易に確認できる位置に記載（コピーの貼り付け、差込でも可。資料別添の方式はとらない。）するようにしてください。その場合、本文中のデータ等には、その名称や出典を必ず明示するようにしてください。

大学等であつて実施した自己点検・評価報告書や外部検証（評価）報告書等の冊子形態の資料を活用する場合には、該当部分を抽出して用いてください。

根拠の裏付けとなるデータ等としてコピーなどの用紙を糊で貼り付ける場合は、折り込んだり、はみ出したりせず、A4の様式内に収めてください。

自己評価書と併せて提出していただく電子媒体（3.5インチFD等）では、自己評価書データ中、糊付けのあった箇所は、空欄のままで結構です。

刊行物等の該当部分の抜粋を根拠として用いる場合、データの分量が多い根拠の裏付けとなるデータ等の貼り付けにより本文の文章が分かりづらくなる場合等は、**機構に相談してください。**

### 10. 「特記事項」について

自己評価は、各対象組織の現在の活動状況について、評価項目ごとに行うことを基本としています。しかし、実際の自己評価の段階では、各評価項目ごとの評価になじまない評価項目全体を通じた事柄や、現在の活動状況だけではなく、今後の改革課題・将来構想等の展望などを記述することが必要あるいは適切な場合もあることから、対象組織において、自己評価した結果を踏まえて、これらの事項を任意に記述する機会を提供する観点から、「特記事項」を設けています。

なお、「特記事項」は、「評価」とは別の位置付けですが、機構が取りまとめる「評価報告書」に「評価結果」等とともに公表（原則、原文を転載）することとしています。

### 11. 訪問調査の内容及び実施時期・日程等について

訪問調査は、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について、学部、研究科の関係者（責任者）との面談、自己評価結果の根拠となる資料・データ等の補完的収集（閲覧）、一般教員等への面接調査、学生、卒業生等との面接調査、博士研究員等との面接調査、教育指導及び学習の観察、学習環境の状況調査、研究室等における研究活動、研究環境の状況調査を原則として実施します。また、この際、学部等関係者に訪問調査の調査結果を伝え、それに対する意見を求めることとしています。

訪問調査の実施日程は、予め、機構において各大学と協議した後、各評価チームとの調整を

図った上で実施時期を決定（平成13年度着手では，7月頃に決定）し，対象組織に通知することとしています。詳細な調査日程については，8月から実施する各評価チームの書面調査の進捗状況に応じ，できるだけ早い時期に決定し，各対象組織にお知らせします。

なお，現行の評価実施スケジュールにおいては，10月頃から訪問調査を開始する予定としております。

また，訪問調査の具体的な調査内容は，調査実施の2週間前までに「書面調査段階での評価案」の中から，「評価項目ごとの評価結果」を抜粋したもの及び評価結果に関連して，訪問調査時に補足説明及び根拠資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として取りまとめ，「書面調査段階の評価案概要」として送付します。また，このほか，視察する授業・施設や面接調査の対象者などについても同様に通知します。

## 分野別教育評価

### 12. 「教育の達成状況」の自己評価について

「教育の達成状況」では，主として教育活動等のプロセスの成果についての期待や達成内容を示す成果に関する教育目標の達成度を自己評価することになります。

具体的には，学部，研究科において養成しようとしている人材像及び教育活動の各段階において学生に身に付けさせる学力や資質・能力などに関するアウトカムの教育目標が，単位取得，進級，卒業（修了）及び資格取得などの状況，並びに進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況からそれぞれ判断してどの程度達成されているかについて自己評価することになります。自己評価に際しては，大学が独自に工夫した指標の活用や中・長期的な視点から卒業（修了）生のアンケートや就職先のアンケート調査の結果などを活用して自己評価することなども考えられます。

また，学科（課程）・専攻の改組等による学年進行中の場合で，進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況などが得られていない場合には，その時点における単位取得や進級などの状況から判断して自己評価することになります。

なお，これらの達成度を把握・活用するための取組（アンケート調査の実施など）自体のプロセス的な評価は，「教育方法及び成績評価面での取組」などの評価項目で自己評価することになります。

## 分野別研究評価

### 13. 「研究体制及び研究支援体制」と「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目について

「研究体制及び研究支援体制」の評価項目では，研究を推進し又は支援するためにとる組織体制のほかに，その体制の下で実施される諸施策及び諸機能の取組状況を評価します。他方，「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目では，諸施策及び諸機能の取組がどの程度達成さ

れているかを評価します。このような評価項目の設定は、多面的な視点で評価すべきという考え方に基づくものです。

#### 14．個人別研究活動判定票の提出に当たっての留意点について

- (1) 個人別研究活動判定票は、対象組織に平成15年5月1日に在籍する専任教員〔教授，助教授，講師，助手（休職や長期海外渡航者を除く）〕について提出していただくこととしています。また，個人別研究活動判定票に記入いただく研究業績については，原則として過去5年間の業績となっておりますので，平成10年度以降の業績について記入してください。
- (2) 個人別研究活動判定票には，各教員が自らの代表的研究活動業績について，独創性，発展性などの「研究内容面」でどの事項に該当するか，あるいは，政策形成への寄与，地域との連携・協力の推進などの「研究の社会的効果」でどの事項に該当するか，さらには，研究業績の特色や強調点などを記述のうえ提出していただくこととしています。

機構では，提出していただいた個人別研究活動判定票を基に，学問的内容及び水準等について判定を行います。その判定方法については，自己評価実施要項に参考資料1『「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の部会における判定の方法及び手順について』として示しています。
- (3) 個人別研究活動判定票は，評価項目2の「研究内容及び水準」と評価項目3の「研究の社会的効果」の異なる2つの項目の評価を行う上で必要となるもので，判定票の様式は，この2つの評価項目のいずれにも使用できるようになっています。申告事項の内容については，1つの研究業績が「研究内容」と「研究の社会的効果」の両事項に該当する場合と，「研究内容」又は「研究の社会的効果」のどちらか一方の項目だけに該当する場合が考えられます。

## 個別質問事項に対する回答（分野別研究評価）

### 15．対象領域について

Q．領域が指定されているが、複数の領域を研究している教員もあり、領域を組織の実状に合わせて、独自の括り方やグループ化をしてよろしいか。また、複数の領域に登録してもよろしいか。

A．評価項目「2．研究内容及び水準」、「3．研究の社会（社会・経済・文化）的効果」における個人別研究活動判定票を基にした研究活動の学問的内容・水準や研究の社会的効果の度合いの判定は、領域に応じて組織される部会において行います。

従って、個人別研究活動判定票には、主たる審査先として一つの部会を選択し、「該当部会」として申請していただきます。なお、関連として他の部会に申請することもできます。

### 16．個人別研究活動判定票の提出者について

Q1．評価対象組織（機関）に在籍する教員のうち、研究評価の対象である学問分野（学系）以外の教員も、個人別研究活動判定票を提出する必要があるのか。

A1．当該教員の研究活動が、研究評価の対象である学問分野（学系）で判定されることが妥当であると判断した場合は、最適と思われる領域の部会に、個人別研究活動判定票を提出していただくことになります。

ただし、原則として、当該教員は、評価項目「2．研究内容及び水準」、「3．研究の社会（社会・経済・文化）的効果」に係る自己申告（個人別研究活動判定票による自己申告）の対象にはなりません。

Q2．学部・大学院附属施設に所属する専任教員は、個人別研究活動判定票を提出する必要があるのか。

A2．学部・大学院附属施設の専任教員も判定の対象となりますので、提出していただく必要があります。

## 17．代表的研究活動業績について

Q．代表的研究活動業績の提出部数は3部でコピー可とあるが、例えば、千ページを超えるような編著書の場合についても3部コピーして提出するのか。

A．個人別研究活動判定票と共に提出する代表的研究活動業績等は、複数の評価者によるピアレビューを行うために必要な資料であることから、原本又はコピーにより3部の提出をお願いしています。提出された資料については、原則として返却しないため、該当部分の抜粋のコピーでも可能とします。

また、提出する業績が編著書の場合は、表紙、目次、奥付など（書名、全著者名・編者名、書籍全体の構成、出版年月日、ISBNコードなどが確認できる部分）と当該教員が執筆を担当した部分に限りコピーを提出することも可能です。なお、書籍の一部のコピーを提出した場合で、該当する部分のみでは判定できない場合は、改めて資料の提出をお願いすることがあります。

## 18．評価対象外の学科に所属する教員の取扱いについて

Q．評価対象組織のうち一部の学科が評価対象外となっているが、この評価対象外の学科にも、研究評価の対象である学問分野（学系）の教員が所属し、評価対象である他の学科と深く関わっている。この場合、評価対象外の学科に所属する教員も評価対象としてよいか。

A．評価対象外の学科に所属する教員の個人別研究活動判定票の提出は必要ありません。

ただし、評価対象外の学科を除くと、評価項目「1．研究体制及び研究支援体制」、「4．諸施策及び諸機能の達成状況」、「5．研究の質の向上及び改善のためのシステム」の自己評価に困難を来す場合は、関連づけて記述することができます。

## 19．ヒアリングの実施時期について

Q．ヒアリング日程については、いつ通知されるのか。

A．ヒアリング日程は、各評価対象組織（機関）と事前に協議します。